注１：　ここでは、公共施設や商業区域などの一般環境下で使用される RFID 機器を対象としており、工場内など一般人が入ることができない管理区域でのみ使用される RFID 機器（管理区域専用 RFID 機器）については対象外としている。なお、管理区域専用 RFID 機器については、（社）日本自動認識システム協会において、一般環境への流出を防止するため、取扱説明書等に注意書きを記載するとともに、管理区域専用 RFID 機器用ステッカ（図２）を貼付することとされている。

図２　管理区域専用 RFID 機器用ステッカ

注２：　ここでは、RFID 機器をリーダライタの形状から次のように分類している。

ゲートタイプ　　　：リーダライタがゲート状に設置されるもの
ハンディタイプ　　：リーダライタを手に持つなど携帯して使用するもの
据置きタイプ　　　：リーダライタを据え置いて使用するもの
モジュールタイプ　：プリンタ等に内蔵して使用するもの

ゲートタイプ　ハンディタイプ

据置きタイプ　モジュールタイプ
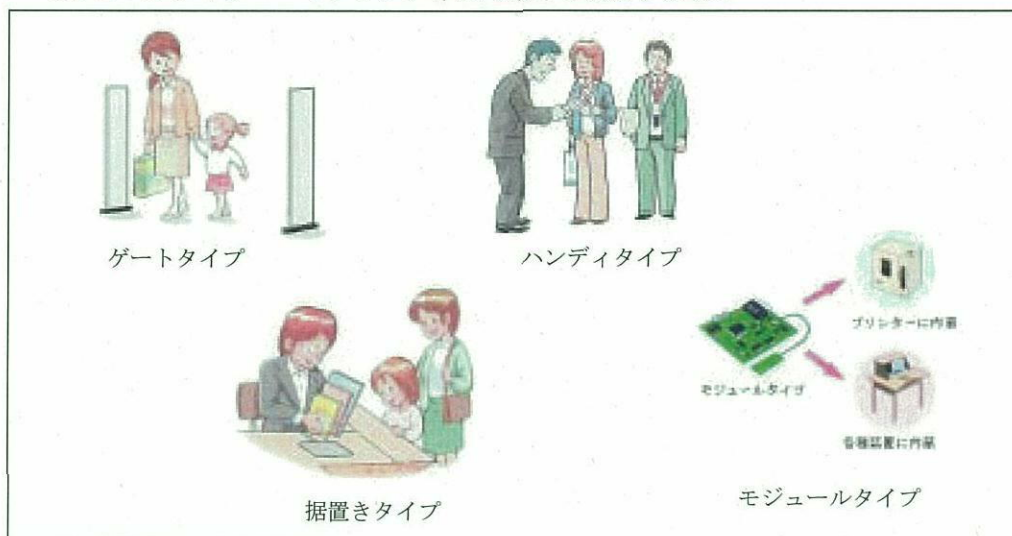
図３　各タイプの RFID 機器

※　図１及び図２の RFID ステッカは、（社）日本自動認識システム協会の許諾を得て使用しています。

5　無線ＬＡＮ機器の電波が植込み型医用機器へ及ぼす影響を防止するための対応

無線ＬＡＮ機器によって影響を受けた植込み型医用機器は、１機種であったことから、厚生労働省の協力を得て、医療機関を通じ同機種の利用者全員に対して、試験結果に基づく注意喚起が行われている。

よって、現時点で特段の注意をされていない植込み型医用機器の装着者は、無線ＬＡＮ機器に対しては特別の注意は必要としない。